

工場・事業場等排水の暫定排水基準



彩の国
埼玉県

水質汚濁防止法の排水基準について、下記の項目については、一部の業種に暫定基準が適用されます。

1 有害項目

(1) 六価クロム化合物

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)	適用期間
・電気めっき業	0.5	令和9年 3月31日まで

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 (令和6年4月1日施行)

(2) ほう素及びその化合物

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)	適用期間
・電気めっき業	30	令和7年 6月30日まで
・ほうろう鉄器製造業	40	
・金属鋳業	100	
・下水道業 ※ 下記要件に該当するものに限る。	40	当分の間
・旅館業 (1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用。)	300	
・旅館業 (1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用。)	500	

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (令和4年7月1日施行)

※ 旅館業に属する事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を設置している特定事業場であって、次の算式により計算された値が10を超えるものについて適用されます。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

$\left(\begin{array}{l} C_i \text{ 下水道に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の} \\ \text{ほう素及びその化合物による汚染状態の通常値 (単位: ほう素の量に関して mg/L)} \\ Q_i \text{ 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量 (単位: m}^3\text{/日)} \\ Q \text{ 当該下水道から排出される排出水の通常量 (単位: m}^3\text{/日)} \end{array} \right)$

(3) ふっ素及びその化合物

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)			適用期間	
	日平均排水量 10m ³ 未満	日平均排水量 10m ³ 以上 50m ³ 未満	日平均排水量 50m ³ 以上		
・ほうろう鉄器製造業	12			令和7年 6月30日まで	
・電気めっき業	40	40 (15※)	15		
・旅館業 (温泉を利用するものに限る。) (昭和49年12月1日以前に 現に湧出した温泉を利用。)	自然に湧出しているもの (掘削により湧出させたものを除く。)	50		当分の間	
	上記以外	30			
・旅館業 (温泉を利用するものに限る。) (昭和49年12月2日以降に 現に湧出した温泉を利用。)	自然に湧出しているもの (掘削により湧出させたものを除く。)	50	50 (15※)		15
	上記以外	30	30 (15※)		15

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和4年7月1日施行）

※ 水質汚濁防止法による暫定排水基準の適用を受けている工場又は事業場のうち、一部の工場又は事業場については、埼玉県条例（水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、排水基準を定める条例（上乗せ条例））に基づき、上乗せ基準（括弧内の数値）が適用されます。上乗せ基準の対象となる工場又は事業場は、上記の該当区分のうち、下記のいずれかに該当するものです。

- ・平成13年6月30日において既に上乗せ条例に規定する上乗せ基準の対象であった工場又は事業場であって、日平均排水量10m³以上50m³未満のもの
- ・平成13年7月1日以降に設置された工場又は事業場であって、日平均排水量10m³以上50m³未満のもの

(4) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

業種その他の区分	許容限度 (mg/L) ※	適用期間
・畜産農業 (牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。))	300	令和7年 6月30日まで
・畜産農業 (豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。))	400	
・ジルコニウム化合物製造業	350	
・モリブデン化合物製造業	1300	
・バナジウム化合物製造業	1650	
・貴金属製造・再生業	2800	

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和4年7月1日施行）

※ 「アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの」「亜硝酸性窒素」及び「硝酸性窒素」の合計量です。

2 生活環境項目

(1) 窒素含有量

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)	適用期間
・天然ガス鉱業	160 (日間平均 150)	令和10年 9月30日まで
・畜産農業 ※	130 (日間平均 110)	
・酸化コバルト製造業	200 (日間平均 100)	
・バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4100 (日間平均 3100)	

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年10月1日施行）

※ 豚房施設に限ります。

(2) りん含有量

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)	適用期間
・畜産農業 ※	22 (日間平均18)	令和10年 9月30日まで

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年10月1日施行）

※ 豚房施設に限ります。

(3) 亜鉛含有量

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)	適用期間
・電気めっき業	4	令和11年 12月10日まで

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和6年12月11日施行）

暫定排水基準が適用される工場又は事業場については、以下の事項に御注意ください。

- ・水濁法施行令別表第1第74号の共同処理施設など、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場については、その処理する水を排出する工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして、暫定排水基準が適用されます。
- ・暫定排水基準が適用される業種に属する工場又は事業場が同時に暫定排水基準が適用される業種以外の業種にも属する場合には、暫定排水基準が適用されます。